



一般財団法人 日本医学物理士会 研究助成金の交付に関する細則

2015年7月15日

(目的)

第1条 この細則は、一般財団法人日本医学物理士会（以下「本会」という）が、定款第6条に定める事業を推進するために交付する研究助成金について、必要な事項を定める。

(研究助成課題の募集および申請資格)

第2条 研究助成課題の募集方法は、公募とする。

- 2 申請者は本会の正会員でなければならない。
- 3 申請者は、同一の研究について他の団体の助成金等を受けていないことを原則とする。
- 4 申請者は、本会が指定する申請書類を別に定める様式に記載し、本会事務局へ提出する。

(研究助成課題の選定)

第3条 本会事務局は、受理した申請書類を、企画委員会に提出するものとする。

- 2 企画委員会は、応募課題から交付対象に適すると判断されるものを選考し、理事会へ推薦する。企画委員会は、必要と認めるときは、申請者に対し追加資料の提出を要求し、あるいは説明を求めることが出来る。
- 3 理事会は、企画委員会の選考結果に基づき、助成対象課題を決定する。理事会は決定にあたり、必要に応じて企画委員の意見を聴取することが出来る。

(研究助成期間)

第4条 研究助成期間は1年を原則とする。研究助成期間の延長は1年(通算2年)を限度とする。

- 2 研究助成は、原則として研究助成課題採択を開始日とし、翌年の2月末日を終了日とする。
- 3 研究助成期間の延長を希望する者は、その旨を申請書類に記載し、新規研究助成の応募と同様に申込を行うこと。

(研究成果の公表)

第5条 研究成果は、研究代表者が研究助成終了年またはその翌年の総会において報告する。

- 2 研究代表者は、最終報告書を研究助成終了後、1ヶ月以内に本会事務局へ別に定める形式で提出する。
- 3 理事会は最終報告書を評価し、理事会の承認を得て、本会機関誌及びホームページに研究報告として掲載する。



- 4 研究成果を学術誌に公表する場合は、本会の研究援助課題であることを明記すること。
- 5 研究成果を出版（自費出版を含む）する場合には、理事会へ報告するものとする。

（助成金の運用）

- 第6条 助成金の取り扱いは、研究代表者により適正に処理し、研究助成期間終了後、1ヶ月以内に別に定める様式により会計報告を本会事務局へ提出し、本会理事会へ報告を行わなければならない。
- 2 助成金を利用した場合は、その領収書等関係資料を研究期間終了後3年間保存し、本会からの問合せの際に速やかに提出できるようにすること。

（助成金の決定の取消、中止および返還）

- 第7条 助成金の交付を決定された者が、次の各号のいずれかに該当した時、またはその事実が判明した時は、当会は助成金の交付決定を取り消し、交付を中止し、またはすでに交付された場合にはその一部もしくは全部の返還を求めることが出来る。
- (1) 虚偽の申し出または報告を行った時
 - (2) 研究代表者が、本会の会員資格を喪失した時
 - (3) その他、定款またはこの細則に照らしてふさわしくないものと理事会が判断した時

（附則）

- 第8条 この細則の改廃は、理事会の決議により行われる。